

施設・設備等の維持管理計画

(1) 建物保守管理業務

- ① 法人が作成している「建物点検の手引き」を活用し、定期的に点検を行い危険個所の早期発見早期対応に努めると共に、小まめな手入れを心がけることで常に最良の状態を利用いただけるように管理を行います。また、必要に応じて法人の専門職員（1級建築士）の助言を受けながら、軽微な補修・修繕については、指定管理者の判断において速やかに実施します。それ以外については、箕面市に報告し、その指示を受けます。
- ② 敷地内の植栽は、地域の景観にも影響することから、地域住民の意見を取り入れながら維持管理を行います。
- ③ 計画的に建物をエリア別に分けて大掃除を行うなど日々の清掃や整理整頓を励行します。

(2) 備品等管理業務

- ① 箕面市所有の備品及び消耗品については長期間使用することを念頭に丁寧に取り扱います。
- ② 指定管理者が購入した備品及び消耗品が市所有のものと区別できるよう備品台帳を作成し適正に管理します。

施設管理者のための 建築物点検の手引き



社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

目次

第1章	建物の維持管理の必要性	2
第2章	施設の点検方法	4
	1. 建築物の点検	
	2. 建築設備の点検	
第3章	法定点検について	11
	表1. 適用法令一覧	
	表2. 法定点検表	
	表3. 任意点検表	
第4章	用語の説明	12
	建築編	
	電気設備編	
	機械設備編	
	表4. 設備機器の耐用年数	23

第1章 建物の維持管理の必要性

建物の保全とは

近年、既存のストック（社会資本）の有効活用が強く求められており、施設の保全についても関心が高まっています。

しかし、現状の保全と言えば、クレーム処理のイメージが強く、事後の修繕になりがちです。その結果、修繕に時間や経費がかかるなどの弊害が生じることになります。

保全の目的は、清掃や点検などの**日常の維持管理***と、改修などの**適切な修繕***により施設を健全に運営していくことなのです。

点検の必要性

当然ながら、適切な保全には人手とお金がかかります。それでは比較的小金がかからず、今すぐにでもできる保全業務としては何があるのでしょうか。ここでは、保全の手段の一つとして「点検」に注目します。

点検を実施するには、お金はかかりませんが、人手と時間は必要です。そのため、日常の業務に追われて、つい後回しになりがちで、結局、事後の修繕ということになってしまう傾向があります。

まず、施設を管理される上で、建築物や設備機器の**正常なときの状態を把握し、設計図書等を大切に保管しておく必要があります。**

さらに、実施可能な周期を定めて点検を実施することにより、建物等の劣化状態を事前に把握することが可能となります。

つまり、**お金や時間がかかる事後の修繕を実施するのではなく、定期点検などにより異常の兆候をできる限り早く見つけ、すぐに適切な処置をすることが大切です。**そうすることで故障などによる業務への大きな支障をきたすことなく、災害の発生等を未然に防ぎ、さらに、修繕に必要な出費を最小限に食い止めることができます。

点検とは

点検とは、「建築物や設備等の機能及び劣化の状態を調べること」をいい、**予防的な保全を実施するために維持管理上欠かせない業務の一つ**です。

建物部位には、専門技術者による点検を行う必要がある部分もありますが、一般の人にも目視によって機能の状態を判断できる部分もあります。また、一定期間ごとに行う定期点検と、機器の始動前後などに行う日常点検があります。

そこで、**施設管理者のみなさんのちょっとした気配りで異常箇所が目視により発見できる簡単な点検内容を手引き**として作成しましたので、日常点検と併せて、毎年 1 回この手引きを活用して定期点検を行っていただきたいと考えています。

ここに示した内容は、あくまでも最低限度実施していただきたい点検内容であり、これだけでは十分ではありませんが、各施設において、管理者のみなさんが点検を行っていただくことは、予防的な保全を進める上で非常に重要であります。

第2章において①建築物の点検、②建築設備の点検についての注意事項や点検方法等を説明しています。

なお、手引の中での専門的な用語については、別途、第4章において説明をしております。(基本用語や文章中で「*」印の付いた用語)

<まとめ>

適正な維持管理によって、主に以下のことが可能になります。

- 外壁落下などによる人命にかかわる事故が防げます。
- 修繕費の軽減につながります。
- 業務への大きな支障を防ぐことができます。

維持管理を効率的に実施するために、以下のことに気をつけて下さい。

- 一定周期を定めて点検を実施すること。
- 正常なときの状況を把握しておくこと。
- 工事完了後に引き継がれる設計図等を大切に保管しておくこと。

第2章 施設の点検方法

点検内容を別紙「施設点検チェックシート」として添付しましたので、この様式により毎年、年度はじめに実施して下さい。点検結果は事務局経営企画室に報告していただくようお願いします。

1. 建築物の点検

すべての部位にわたって実施することが理想ですが、この手引きの中では、特に建築物全体の耐用性に多大な影響を有する「外壁*」と「屋根（屋上防水*）」について重点的に説明しています。

外壁及び屋上防水の劣化は建物の寿命に大きく影響を与えることはもちろんのこと、雨漏りなどの被害を受ける大きな要因であり、日常業務への支障をもたらすことにもなります。

【点検方法について】

- 原則として目視、指触によって実施して下さい。
- 隠ぺい部分、危険な部分等の点検不可能な部分は点検を省略して下さい
- 点検によりゴミ詰まり等を発見した場合、清掃ができる箇所は清掃を実施して下さい。
- 劣化部を発見し、落下、転倒等のおそれのあるものについては、直ちに立入禁止等の応急措置を講じてください。

【点検部分について】

- 外部：建物の外壁、建具（サッシ）、屋根（屋上）について実施して下さい。
- 内部：各階段、各階廊下及び各部屋ごとに実施して下さい。

①外壁の点検

外壁は、屋根などとともに雨や風を防ぐという働きのほかに、建物の外観としての役割があります。

外壁は設備機器などと違って、頻繁に点検や保守を行う必要はありませんが、年月を経過するうちに「仕上げ材*（タイルや塗装材など）」が浮きやひび割れを生じることがあります

これらは、落下して人や物を傷つける危険があるほか、雨漏りや構造体へも影響を与える恐れがあります。

また、外壁には、雨漏りなどを生じやすい目地部分（打ち継ぎ目地*等）や建具周りに、「シーリング材*」を詰めて漏水を防止してあります。

このシーリング材も劣化するので適当な時期に取り替える必要があります。

※「図1」で外壁仕上げ及びシーリングにかかる劣化パターン（ひびわれ、浮き、はがれ、はく落等）を図示しています。

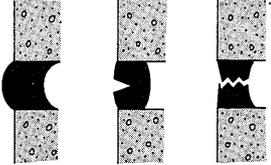
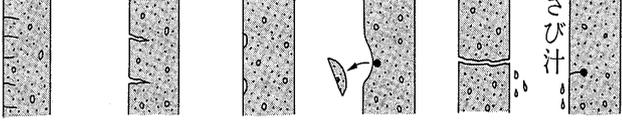
種別	基本構成	劣化パターンの種別
外壁シーリング	 <p>シーリング材 外壁コンクリート</p>	 <p>変形 割れ 破断</p> <p>被着材の破断 (仕上げ材がある場合) 仕上げ材のわれ (仕上げ材がある場合) 仕上げ材のはがれ (仕上げ材がある場合)</p>
仕上げ外壁 コンクリート 打放し	 <p>表層塗膜</p>	 <p>毛状ひびわれ ひびわれ 浮き はく落 漏水 さび汚れ</p> <p>浸透性吸水防止材 撥水 浸入</p> <p>表面塗膜ひびわれ 表面塗膜はがれ 撥水性低下、吸水性増大</p>

図1 外壁仕上げ及びシーリングにかかる劣化パターンの例示（1）

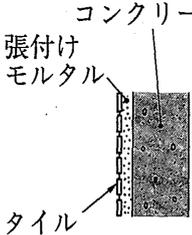
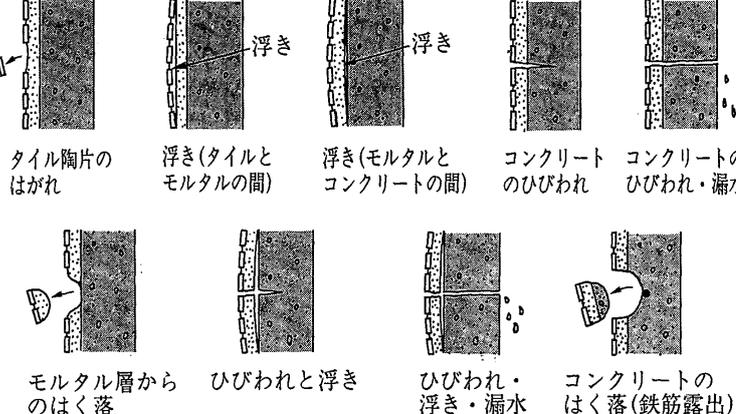
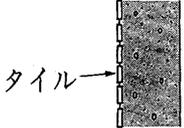
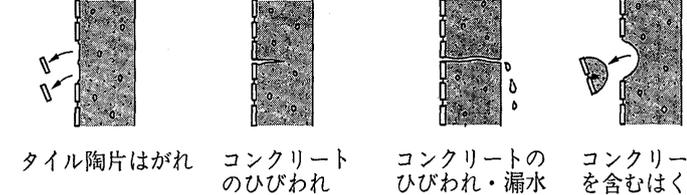
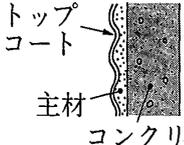
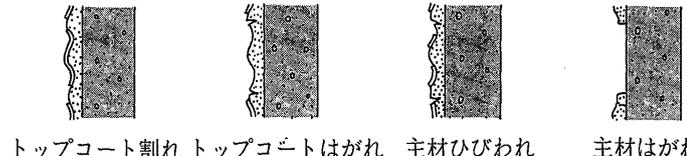
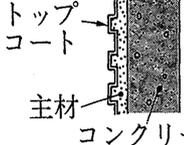
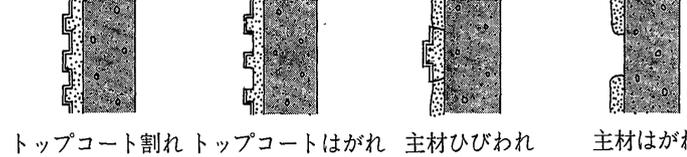
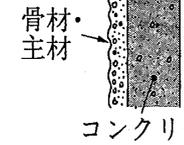
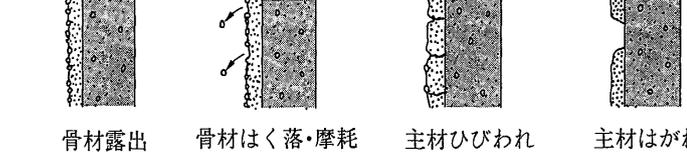
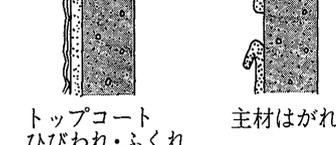
種別	基本構成	劣化パターンの種別
タイル張り仕上げ外壁	 <p>手張り工法</p>	
	 <p>先付け工法</p>	
塗り仕上げ外壁		
		
		
		

図1 外壁仕上げ及びシーリングにかかる劣化パターンの例示 (2)

②屋根（屋上防水）の点検

雨水を直接受ける屋根は、コンクリートだけでは水の侵入を防ぐことができないので、「防水層*」が設けられています。

防水層にも寿命があるので、建物の一生を通じて何度かは部分的に、あるいは全面的に修繕することが必要です。

屋根は外壁と異なり、防水層のちょっとした損傷が漏水を引き起こすので定期的な点検が特に必要です。

屋根の保全でもう一つ重要なことは、「排水口（ルーフドレン*）」の清掃です。定期的に掃除をしないと、屋根にたまったゴミや木葉、飛来した土砂などによってルーフドレンが詰まり、漏水を起こすことがあります。

なお、高所であることから点検に危険を伴う場合は、点検を省略して下さい。

また、「手すり、フェンス」等が設置されている場合は固定状況や腐食の有無を点検してください。

※「図5」で屋上防水にかかる劣化パターン（ひびわれ、ふくれ、やぶれ等）を図示しています。

<屋根の構造>

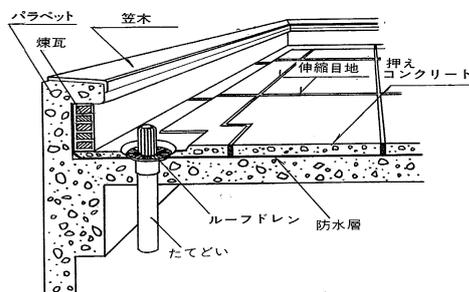


図2 屋根の構造（断面）

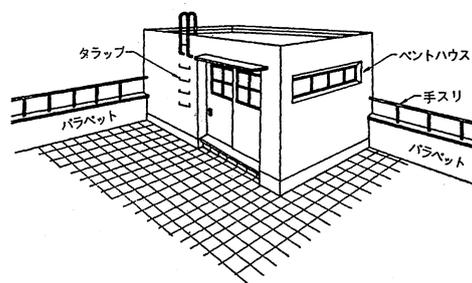


図3 ペントハウスのある屋根

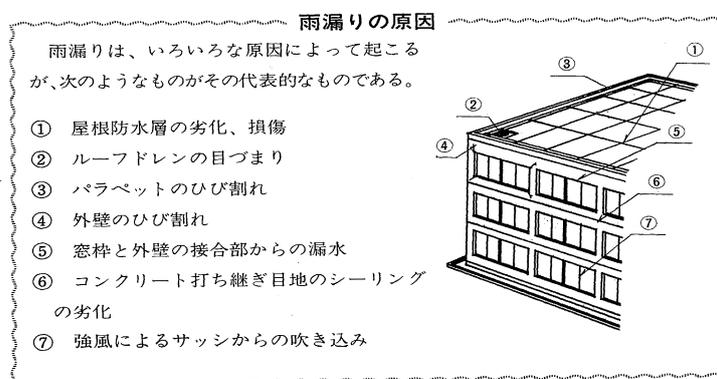


図4 雨漏りの原因

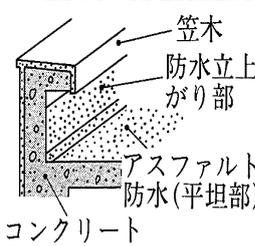
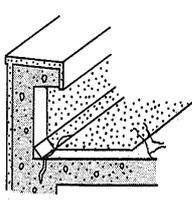
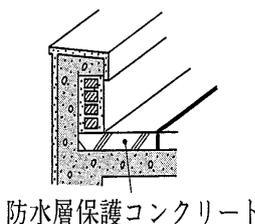
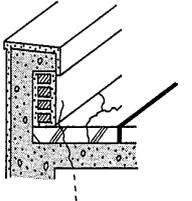
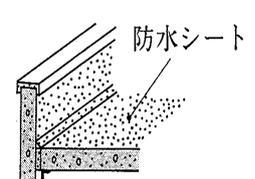
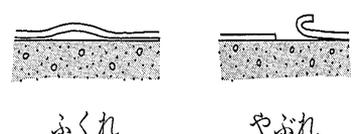
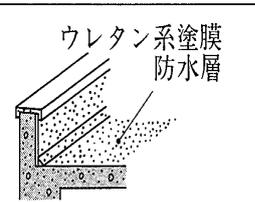
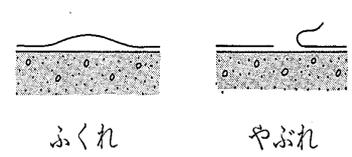
種別	基本構成	劣化パターンの種別
屋根	露出防水 アスファルト 	
	保護層のある アスファルト防水 	
防水	シート防水 合成高分子防水シート 	
塗膜防水	ウレタン系塗膜 防水層 	

図5 屋上防水にかかる劣化パターンの例示

2. **建築設備の点検**

設備の点検については、専門家でないとは事故等危険を伴う場合があるので、この手引きの中では、専門知識を必要としない点検を対象としています。

設備機能が低下すると、執務環境の低下はもちろんのこと、事故の要因になる場合もあり、日常業務へ支障をもたらすことにもなります。

【点検方法について】

- 全て目視**によって実施して下さい。
- 隠ぺい部分、危険な部分等の**点検不可能な部分は点検を省略**して下さい
- 点検によりゴミ詰まり等を発見した場合、**清掃**ができる箇所は実施して下さい。
- 劣化部を発見し、事故等のおそれのあるものについては、直ちに立入禁止等の**応急措置**を講じてください。
- 必要に応じて**法定点検等の報告書を参考**にして下さい。
- 専門知識を必要とする点検**については、第3章の表1「適用法令一覧」を参考にして、**必要な法定点検を適正に実施**して下さい。

【点検部分について】

- 電気設備・機械設備の目視で点検できる部分全般。

＜一般的な施設に設置される設備の例＞

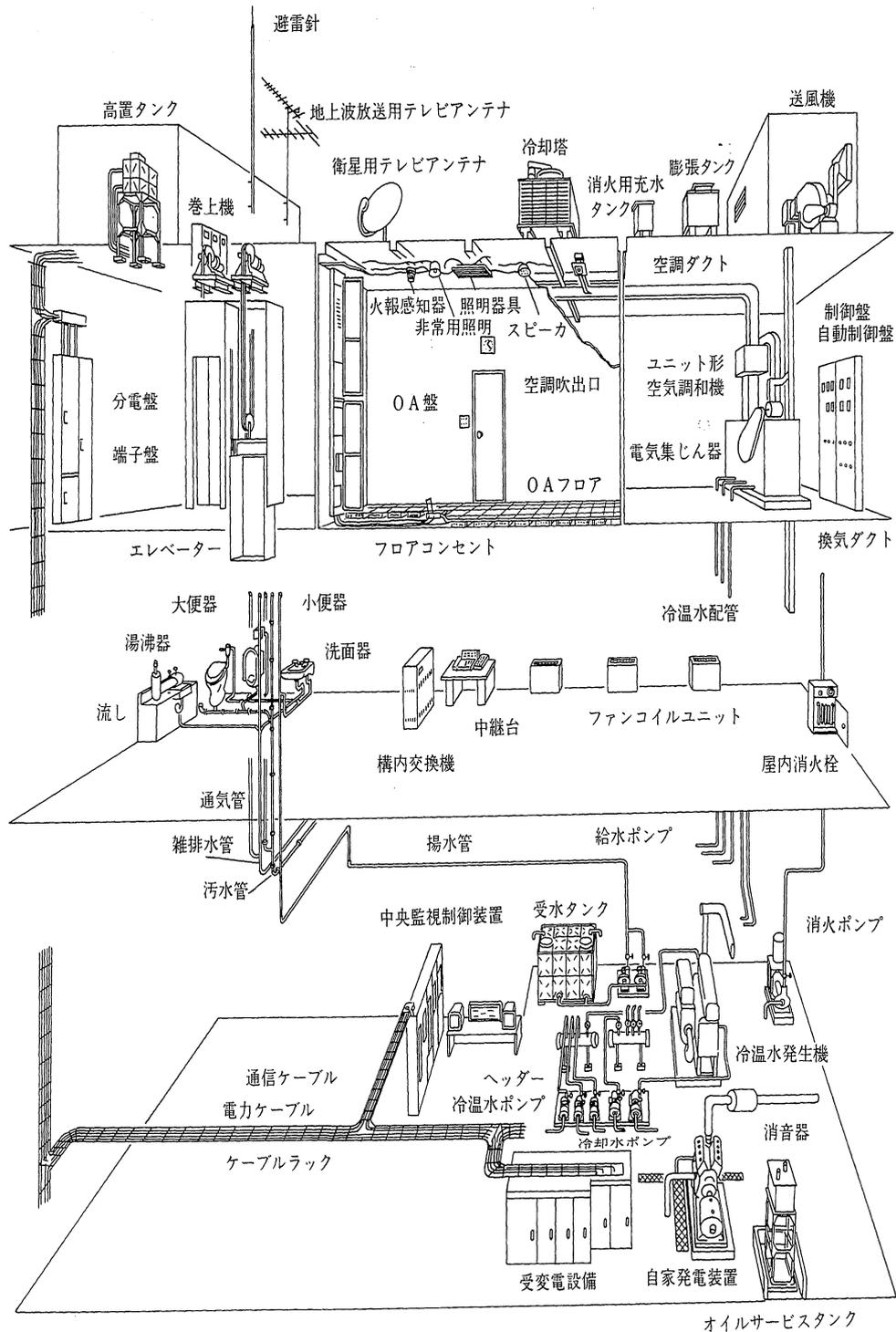


図6 事務施設に設置される設備の例

第3章 法定点検について

「法定点検」とは、法律によって義務付けられた点検等をいいます。

特に、設備機器については、その性能、規模等から対象となるものを規定している場合が多く、施設において法定点検の対象となるかどうかの判断が必要です。

1. 建築物の法定点検

民間等の建築物で、特定用途及び一定規模以上のもの（特殊建築物）は、一定周期での調査及び関係官庁への報告義務があります。

＜参考＞ 建築基準法第12条（概要）

「特殊建築物は、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項で特定行政庁が定めるものについて、定期にその状況を一級建築士等の資格を有する者が調査し、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。」

2. 設備機器の法定点検

広範囲に渡り多くの法律で規定されています。これは施設についても適用されており、設備機器を維持管理する上で最低遵守すべき点検ですから、表1.「適用法令一覧」表2.「法定点検表」（別紙）を参考に実施してください。

なお、それぞれの点検は専門知識を有する人が実施しなければなりません。

第4章 用語の説明

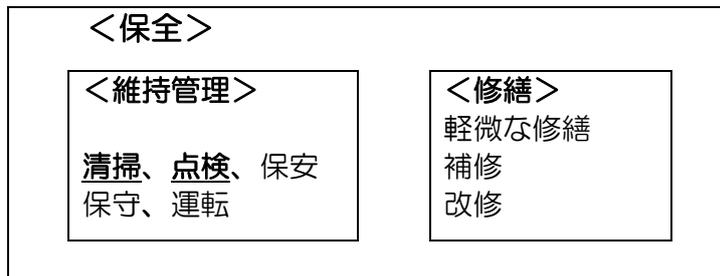
建築編

保 全

「建物の保全」とは、以下の二つの業務に大別できます。

- ① 清掃、点検、保安、保守及び運転などの「維持管理」業務
- ② 補修、改修等の「修繕」業務

これらを適正に実施していくことを建物の保全といいます。



維持管理

- ① 清掃：施設の清潔さを保つばかりではなく、各種材料の劣化原因を取り除き、腐食等の進行を遅らせる重要な役割があります。
- ② 点検：各部の機能や劣化・損耗の状態をあらかじめ調査することで、不良箇所の早期発見のために行います。

修 繕

区分	軽微な修繕	補 修	改 修
目的	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させる。	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させる。	劣化した建物等の性能・機能を原状（初期の水準）を超える状態まで改善する。
定義	少額な工事で、専門技術者でなくても、簡単に指示及び確認ができるもの。	○部分的に当初の機能や環境を維持するために必要となった工事や緊急な対応が必要となった工事。	○全体的に機能や環境を初期の水準以上に改善する工事。 ○施設の用途変更、法令改正、周辺環境の変化等に伴い必要となった工事。

耐用年数

建築物または建物部位、設備機器が使用に耐えなくなるまでの年数。

「物理的（劣化）、社会的（陳腐化）、経済的、法的（減価償却資産）」等の様々な要因により耐用年数は定義付けされる。

※<表2>「設備機器の耐用年数」（p22）を参照。

構造体（躯体）

建築物の基礎や柱、大小の梁のほか、壁や床など、建物の骨組みを形成する部分をいいます。

鉄筋コンクリート造の場合、壁や柱にひび割れが生じていたり、錆汁が出て汚れているのが発見されたら、早めに対処しておく必要があります。ひび割れが進んで柱や梁、壁などの内部に雨水が入り込み、コンクリートの中の鉄筋がさびて建物の寿命が短くなります。

モルタル

コンクリートと異なり砂利が入っていないセメントと砂だけのもの。きめが細かく、コンクリート面の仕上げに主に用いられる。しかし、ひび割れや浮きが発生しやすい欠点がある。

外壁仕上げ

壁の材料であるコンクリートやALCパネル等の劣化を緩和するために外壁表面に施す材料です。

<主な仕上げ方法（p.5～6 図4参照）>

① 塗り仕上げ（主に吹付け仕上げ）

- ・ コンクリート等の表面に直接又はモルタルでなめらかにした上に塗料（リシン、吹付けタイル等）等の仕上げを施したもの。
- ・ はく落の危機があるので、ひび割れや浮きに注意する。

② タイル張り

- ・ タイルのひび割れや浮きを生じる場合がある。
- ・ タイルが浮き上がると落下しやすくなるので、目地などのシーリング材の劣化やひび割れに注意する。

③ コンクリート打ち放し

- ・ モルタルを塗らずに、コンクリート面の膚のままのものをいい、コンクリート素材の膚の美しさを強調したものです。
- ・ ひび割れが生じても落下する心配は少ないが、雨漏りやコンクリートの劣化につながりやすい。

打ち継ぎ／打ち継ぎ目地

打ち継ぎとは、先に打ったコンクリートが固まった後、さらにその上にコンクリートを打ち固めていくことで、一般に建物は各階毎にコンクリートを打ち継いでいく。そのため、コンクリート躯体断面に「打ち継ぎ面」が生じる。

打ち継ぎ面は、雨漏りなどを生じやすいので「打ち継ぎ目地」を設け、さらにシーリングを施して漏水を防止している。

また、コンクリートやモルタルなどの収縮を吸収して、ひび割れの拡大を防ぐ。

シーリング材

一般的には、建築物の目地部分（ジョイント：建築部材や部品などを隣接して接合する箇所）、ひび割れなどによって生じる隙間などに充填し、これらの部位から雨水等が侵入するのを防止する水密性、気密性を発揮する材料の総称です。

以下のようなところに使用されます。

- 外壁の打継目地
- プレキャストコンクリート板（PC）や金属パネルのジョイント部分
- 屋上の伸縮目地
- サッシまわり、ガラスのはめ込み部 など

防水層

雨水を直接受ける屋根は、コンクリートだけでは水の侵入を防ぐことができないので、屋根面に防水層を設けることで防水の強化を図ります。

防水層の主なものは以下のものがあります。（p.5 図4参照）

① アスファルト防水（押えあり、押えなし）

溶かしたアスファルトでシート状のアスファルトを重ね張りするもの。一般的には防水層の保護（保護防水）を行うが、屋上に人が上がることがない場合は、保護を行わないこと（露出防水）もある。

② シート防水

合成樹脂系のシートを下地のコンクリートに直接、接着材で張り付けるもの。シートが薄いので損傷を受けやすい。

③ 塗膜防水

防水材料（ウレタンゴム系など）を下地に数回に分けて塗り付けて、防水皮膜をつくるもの。下地のコンクリートに亀裂が入ると、防水皮膜に支障をきたすことがある。

保護防水（押え層のあるアスファルト防水）

アスファルト防水層の上にコンクリート、コンクリートブロック、砂利などを設けて、防水層を保護する工法。

屋根ふき

屋根面を各種仕上げ材（瓦、スレート、金属板など）を用いて葺き（ふき）、仕上げていくこと。

ルーフドレン

「屋上の排水口」のこと。屋上やバルコニーに設置され、雨水はこのルーフドレンを通り「とい」から下に流れ落ちます。雨水とともに、ゴミや落ち葉などが流れ込んで詰まりやすいため、常に清掃を忘れないよう心がける必要があります。

パラペット

屋根などの外周に、外壁に沿って立ち上がった壁のこと。防水層の端部として、その納まりが重要な役割を果たす。

笠木（かさぎ）

パラペットや塀などの頂部の保護等のために設ける仕上げ材のこと。意匠的にも工夫され、木、金属、タイル、モルタルなど様々な材料が使用される。

伸縮目地

熱や外力によるコンクリートやブロック、モルタル等の伸び縮みを吸収させ、隣接のものの破壊やひび割れの発生などの悪い影響を少なくするために設けられる目地。外壁や屋上の防水層を押えているコンクリートの目地などに設けられている。

ペントハウス（塔屋）

高層の建物などで、エレベーター用の機械室や階段室として屋上から部分的に突出している建物。

タラップ

非常時や点検時に昇降するために、壁に取付けられる鉄製のはしご状のもの。

擁壁（ようへき）

敷地に段差部があるときに、土砂の崩壊を防ぐために設ける壁。

法面（のりめん）

敷地の段差をゆるやかな勾配にしている斜面のこと。芝等の植物、石材等で崩壊を防

いでいることが多い。

電気設備編

受変電設備

電気を高圧で受電する受電設備(遮断器・開閉器等)と通常使用する低圧(200V・100V)に変換する変圧器・配電盤等の設備を1箇所にまとめたもの。

保全業務は、契約電力が1,000W未満の設備の場合には、電気主任技術者との関連から一般的に電気保安協会などに委託される場合が多くなっています。

ケーブル

小径の導線をより合わせた電気導線。

ケーブルラック

電力・通信用のケーブルを支持・固定するための鋼製のはしご形をした支持金物。

分電盤

電灯やコンセントなどに電気を分配するために各階に設置されています。建物の規模が大きくなると、配線室(EPS)が設けられて、そこに設置されることもあります。

端子盤

電話配線の変更や増設を容易にするため、通常端子盤が各階に設けられています。

自動制御盤

各設備機器をその目的に適合するようにかつ効率的に運転・制御するとともに、遠方操作や運転状態の監視を行う設備。

制御盤

空調機の三方弁やダンパを自動制御するための電気リレー及び、調節器類が収納される。冷暖房を行っている時は、必ず電源が入っていることを確認する。夏冬の切換スイッチがある場合は、冷暖房の試運転時に切換を確認する。中央監視盤がある場合には、信号のやりとりをするための端末装置もこの中に収納される。

フロアコンセント

電気や電話の取出し口(コンセント)を床に直接設置したもので、通常は使用するとき蓋を開き、使用しないときは床に収納されるものが一般的である。コンセントまでの配電には、OAフロア方式と配管・ダクト方式がある。

OA フロア

建築構造の床の上に 50 から 100mm 程度の空間を設けた配線専用フロアのこと。

火報感知器

自動火災報知設備が設置されている建物の天井には、火災時の温度変化や煙の発生を検出するための感知器が設置されています。また、保安を担当する部署が入る部屋には、受信機が設置されています。

非常用照明

火災などの災害時に停電が起きたとき、避難路を照らして安全に避難できるようにするための照明器具。非常電源の取り方によって電池内蔵型と電源別置型があります。専用のものと通常の照明器具に組み込まれたもの、また兼用になっているものなどがあります。適正な性能を有するものには、性能評定マーク（BCJ マーク）が付されており、この評定品を使用することが推奨されています。

自家発電装置

停電のときに、必要最小限の電力を供給するためのもの。構成している主要な機器は、発電機とエンジンが一体になった自家発電装置と、その制御装置、冷却水タンク、燃料タンク、煙道などです。

エレベーター

駆動方式がロープ式のもの、油圧式のものがあります。一般的にはロープ式が多く採用されていますが、停止階床数が少ない場合は油圧式が採用される場合もあります。

巻上機

ロープ式エレベーターの駆動システムは、摩擦駆動形式ですが、つな車とつな車を駆動させる動力源である電動機の総称のことを巻上機といいます。

避雷針

中高層建築物や危険物貯蔵所などを雷撃から保護するために、屋上等に設置し、雷の電気を地中に流すもの。建築基準法施行令で高さ 20m を越える建築物及び、危険物の規制に関する政令・火薬取締法施行規則で危険物貯蔵場所などに避雷設備の設置が義務づけられています。

地上波放送用テレビアンテナ

普通 UHF 用と VHF 用が 1 本のポールに取付けられている。風などによって取付け

が緩むと、方向が変わって、テレビの映りが悪くなることがある。

機械設備編

受水タンク・高置タンク

飲料用等の水をためるもの。水を衛生的に保つために、タンクの点検や清掃、水質検査を定期的に行う必要があります。

給水ポンプ

受水タンクから高置タンクへ水を送るためのポンプ。高置タンク内には電極棒が設置されており、高置タンク内の水が減少するとポンプが運転されて受水タンクの水を高置タンクへ送り、高置タンクに水がたまるとポンプは止まります。ポンプは通常2台設置されており、交互に運転されるようになっています。

揚水管

水道水を高置タンクや各階の給水箇所へ供給する管。

雑排水管

洗面器や流し台などからの排水を流す管。

汚水管

便器からの汚水を流す管。

通気管

排水の流れを円滑にしたり、トラップの封水を保護したりする目的で、排水管路やタンクなどに設けられる外気を取り入れるための管。

冷温水発生機

1 台で冷房と暖房を行うことができる。燃料としては都市ガス又は油（重油、灯油）が使用されます。機内の圧力が大気圧以下なのでボイラーのように取扱いにあたっての資格は必要ありません。

冷却塔

冷凍機、冷温水発生機で冷房を行う場合に必要な冷却水を外気によって冷やす。蒸気による濃縮、塵埃の混入で水質の劣化を招くので注意する。

冷却水ポンプ・冷温水ポンプ

冷水又は温水、冷却水を循環させるためのポンプ。

ユニット型空気調和機

空気を加熱・加湿したり、冷却・除湿したりして送る機械です。加湿は加湿器によって行われます。空気を冷却、加熱するための冷温水コイル、送風機、加湿ノズル、ドレンパンなどで構成される。本体及びドレンパンは一般的に鋼板製であるため、腐食を生じやすいので、定期的に機内の清掃や塗装の補修を行う。

送風機

空調設備、換気設備で送風のために使用する機械。

電気集じん器

高電圧の電極板で煙もろ過できる高性能をもっている。定期的に電極板を取外して中性洗剤などで洗浄しないと、じん埃で放電を起こし、パチパチと異常音を発生する。自動巻取りフィルターを内蔵しているので、巻取り速度の調節と、プレフィルターの交換が必要です。点検の場合は、高電圧で危険なので必ず電源を切る。

膨張タンク

冷水や温水は、冷暖房の運転時と停止時では温度が変化するので、体積が増減します。そこで緩衝のためとシステムに水を補給するために膨張タンクが設けられます。

ファンコイルユニット

放熱用のフィン付コイルの中に冷・温水を送り、送風機で風を通して冷暖房を行う小型空調機。

冷水管

冷凍機、ボイラー、冷温水発生機で、冷やされたり暖められた冷水や温水が循環する管。

ヘッダー

蒸気、温水などを系統別に分配する多数の取出し口のついた円筒形の容器。

空調吹出口

天井や壁の上部に設置されています。ここから吹出された空気は部屋を一巡して、ドアの下部などに設けられたガラリを通して廊下に出て行きます。この空気の流れに障害があると、空調に支障をきたすことがあります。

ダクト

空気調和や換気の際して空気を送る目的に使用する管路のこと。「風道」ともいう。亜鉛鉄板製又は鋼板製でできており、断面は長方形又は丸型です。

中央監視制御装置

機器等の運転、監視、制御を一括して行う装置。建物の規模や管理形態によって装置の機能は異なりますが、代表的な機能としては以下のようなものがあります。

- 1) 設備の発／停、ダンパー・バルブの開／閉等の操作を個別又は一括して行う機能
- 2) 設備の運転及び稼動状態を監視及び制御する機能
- 3) 設備の警報の発生／復帰を監視し、表示するとともに、警報発生をブザー等で発報する機能
- 4) 温度、湿度、電流、電圧、エネルギー使用量を測定し表示する機能
- 5) 警報の発生／復帰、設備の運転状態を印字する機能

小規模な建物の場合は、事務所や宿直室等の建物を管理する室に設置されています。この場合の機能は故障警報を主としたものとなります。ある程度の規模以上の建物となると中央監視室が設けられ、その部屋の中に設置されます。

屋内消火栓やスプリンクラー

建物内に火災が発生し、消防隊が到着するまでの間、建物内の人が消火活動を行うために消火器があります。特別養護老人ホームではスプリンクラー設備や屋内消火栓設備が設置されます。

消火ポンプ

消火水槽などから消防用水をスプリンクラーや屋内消火栓におくるためのポンプ。

消火用充水タンク

消火配管に水を充満させることによって、スプリンクラー作動や消火栓を開けたときの空気の噴流による衝撃を少なくし、また、ポンプがすぐに起動しなかった場合でも、多少の放水を可能にするものです。

オイルサービスタンク

ボイラーや冷温水発生機の燃料として油（重油、灯油など）が使用される場合は、オ

イルタンク等が設けられます。一般的には屋外に地中埋設のオイルタンク、そして、機械室にオイルサービスタンクが設けられます。地下オイルタンクからポンプでオイルサービスタンクへ燃料が送られ、ボイラーや冷温水発生機へは、オイルサービスタンクから燃料が供給されます。

保安点検表
耐用年数表

福祉・保健にかかる相談及び情報提供の実施について

介護保険サービスと障がい福祉サービスが、同一の建物の中で共存する光明の郷ケアセンターの役割は、時代のニーズに合ったものと言えます。箕面市東部地域における福祉・介護の相談支援機関としての強化、「地域共生社会への実現」に向けて、地域の高齢者福祉・障がい者福祉サービスの拠点となれるよう努めていきます。

また、業務継続計画を履行し、感染症や非常災害の発生時に、事業を継続するために定期的な見直しや、研修・訓練を実施します。

コロナ禍においては、地域コミュニティの構築が困難でしたが、昨年度より感染症の状況を踏まえながらですが、「光明の郷いきいき健康教室」や「光明の郷まつり」を再開し、地域との関りを再スタートすることができました。本年度も継続して開催し、積極的に地域と交流し、地域のニーズを理解し、地域住民と一緒に豊かな地域づくりの推進を図ります。

また、積極的に SNS を使用し、センター内の活動情報や、お役立ち情報を発信していきます。

令和7年度 箕面市地域活動支援センター 事業計画書

施設の名称	箕面市立光明の郷ケアセンター 地域活動支援センター		事業種別(該当種別に○) 型・Ⅱ型・ Ⅲ型
所在地	〒562 - 0024 大阪府箕面市粟生新家三丁目12-5 TEL(072)-(729)-(5089)		
電子メール	komyo-jiritsu@hcn. zaq. ne. jp		
運営主体	名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	
	所在地	〒 562 - 0012 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 50 号	

職員配置の状況	人員加配事業の実施 (Ⅱ型・Ⅲ型のみ)		有 ・ 無			
	職種	氏名	常勤・非常勤 の別	当該運営主体に おける専従・兼務 の別	専門職員資格名 (Ⅰ型のみ)	勤務延時間数/週
	管理者 (指導員)	河島 正博	常 ・ 非	専 ・ 兼		12時間
	指導員	A	常 ・ 非	専 ・ 兼		40時間
	指導員	B	常 ・ 非	専 ・ 兼		38時間
	指導員		常 ・ 非	専 ・ 兼		16時間
	運転手	D	常 ・ 非	専 ・ 兼		13時間
			常 ・ 非	専 ・ 兼		時間
			常 ・ 非	専 ・ 兼		時間
	常勤換算による常勤職員数			3.0人		

※ Ⅰ型は専門職員の配置が必須です。

事業内容	開所日数 (予定)	年間 246 日	開所曜日	月曜日 ~ 金曜日	
	開所時間		午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 30 分		
	車両送迎事業の実施 (Ⅱ型・Ⅲ型のみ)		有 ・ 無		
	送迎対象者		7名		

事業内容	(活動内容)	
	※ 日課(一日の流れ)・年間行事等を具体的に記入してください	
	9:00	送迎
	9:40	到着後 検温
	10:00	朝礼
	10:30	午前のレク・創作活動・散歩
	12:00	昼食・個人活動
	13:15	午後の活動 各種ゲーム・歌・製作活動・外出活動
	15:00	ティータイム
		お帰り前の活動(卓上ゲーム・創作活動など)
	15:30	送り便 1便 発車
	16:30	送り便 2便 発車
	17:10	送迎終了
	(年間行事)	
	1月	初詣 成人式
	2月	節分行事 ひな祭り創作
	3月	ひな祭り
	4月	お花見ドライブ 収穫祭
	5月	外出行事
	6月	外出行事
7月	七夕 夏祭り	
8月	スイカ割り	
9月	外出行事	
10月	光明の郷ヶアセンターまつり 外出行事(電車に乗ろう)	
11月	紅葉ドライブ クリスマス会に向けた活動	
12月	クリスマス演芸会発表 忘年茶話会 大掃除	

利用者の状況	登録者数	16 名
	延べ利用者見込み数	750 名 (令和7年4月～令和8年3月)

令和7年度白島荘小規模多機能型居宅介護事業所「ひねもす」 事業計画書

施設の名称	白島荘小規模多機能型居宅介護「ひねもす」	
所在地	〒562-0024 大阪府箕面市粟生新家三丁目12番5号 2階 TEL(072)-(729)-(6055)	
電子メール	iyashi-hinemosu@hcn.zaq.ne.jp	
運営主体	名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	所在地	〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号

職 種	管理者氏名 (その他職員はアルファベット)	人員加配事業の実施				勤務延時間数/週
		常勤・非常勤 の別	当該運営主体にお ける専従・兼務 の別	④ ・ 無	専門職員資格名	
管理者 介護職	三浦 陣平	④ ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士	40 時間
計画作成者 介護職	S	④ ・ 非	専 ・ 兼		介護支援専門員 介護福祉士	40 時間
介護職	A	④ ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士	40 時間
介護職	B	④ ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士 社会福祉士	40 時間
介護職	C	常 ・ 非	専 ・ 兼			32 時間
介護職	D	常 ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士	20 時間
介護職	E	常 ・ 非	専 ・ 兼			24 時間
介護職	F	常 ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士	32 時間
介護職	G	常 ・ 非	専 ・ 兼			8 時間
介護職	H	常 ・ 非	専 ・ 兼			16 時間
介護職	I	常 ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士	8 時間
介護職	J	常 ・ 非	専 ・ 兼			8 時間
介護職	K	常 ・ 非	専 ・ 兼			39 時間
介護職	L	常 ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士	8 時間
介護職	M	常 ・ 非	専 ・ 兼			14 時間
介護職	N	常 ・ 非	専 ・ 兼		介護福祉士	36 時間

職員配置の状況

介護職	O	常・ <input type="radio"/> 非	専・ <input checked="" type="radio"/> 兼	介護福祉士	16 時間
看護職員	P	常・ <input type="radio"/> 非	専・ <input checked="" type="radio"/> 兼	看護師免許	16 時間
看護職員	Q	常・ <input type="radio"/> 非	専・ <input checked="" type="radio"/> 兼	看護師免許	16 時間
看護職員	R	常・ <input type="radio"/> 非	専・ <input checked="" type="radio"/> 兼	准看護師免許	8 時間
常勤換算による 常勤職員数	11.2人				

事業 内容	開所日数 (予定)	年間 365 日	開所曜日	日曜日 ~ 月曜日	
	開所時間		24時間		
	車両送迎事業の実施		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
		送迎対象者	22名		

事業 内容	①訪問サービスの強化 住み慣れた地域でその人らしく暮らすことを実現していただくには、確実に食事・水分を摂っていただく たり服薬していただく等、健康管理が重要です。このため訪問サービスを強化します。
	②ご家族様との連携強化 介護が負担大きいご家族様や遠方に居られるご家族様に、安心してご利用いただけるよう報連相を 確実にを行います。
	③地域とのつながりを強化 ご利用者と地域がつながるよう、地域行事に積極的に参加し、日常生活にちょっとした「どきどき」を感じ ていただけるようにします。

利用者の 状況	登録者数	24 名 (令和6年3月31日現在)
	延べ利用者見込み数	3,509名 (通所) 4,793名 (訪問) 1,300名 (泊り)

令和6年度箕面市立光明の郷ケアセンター(通所) 事業計画書

施設の名称	箕面市立光明の郷ケアセンター(老人通所)	
所在地	〒562-0024 大阪府箕面市粟生新家三丁目12番5号1階	
電子メール	kou_sato-rds@hcn.zaq.ne.jp	
運営主体	名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	所在地	〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号

職員配置の状況	人員加配事業の実施		①・無			
	職種	氏名	常勤・非常勤の別	当該運営主体における専従・兼務の別	専門職員資格名	勤務延時間数/週
	管理者 相談員	清水 陽至	①・非	専・①	介護福祉士	40 時間
	相談員 介護職	A	①・非	専・①	介護福祉士	40 時間
	相談員 介護職	B	①・非	専・①	介護福祉士	40 時間
	介護職	C	①・非	専・①	介護福祉士	40 時間
	相談員 介護職	D	常・①	専・①	介護福祉士	32 時間
	相談員 介護職	E	常・①	専・①	介護福祉士	32 時間
	介護職	F	常・①	専・①		32 時間
	介護職	G	常・①	専・①		32 時間
	介護職	H	常・①	専・①		24 時間
	介護職	I	常・①	専・①		16 時間
	介護職	J	常・①	専・①		16 時間
	介護職	K	常・①	専・①		32 時間
	介護職	L	常・①	専・①		24 時間
	看護師	M	常・①	専・①	看護師	16 時間

看護師	N	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	看護師	24 時間
看護職	O	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	准看護師	8 時間
機能訓練指導員	P	<input checked="" type="radio"/> ・非	専・ <input checked="" type="radio"/>	柔道整復師	40 時間
機能訓練指導員	Q	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	柔道整復師	6 時間
機能訓練指導員	R	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	柔道整復師	10 時間
送迎職員	S	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>		12 時間
送迎職員	T	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>		18 時間
送迎職員	U	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>		18 時間
送迎職員	V	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>		24 時間
送迎職員		常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>		18 時間
事務員	W	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>		20 時間
常勤換算による常勤職員数		12.6人(送迎職員・事務員除く)			

事業内容	開所日数 (予定)	年間 310 日	開所曜日	月曜日 ~ 土曜日
	開所時間		午前 8 時 45 分 ~ 午後 6 時 00 分	
	車両送迎事業の実施		<input checked="" type="radio"/> ・無	
	送迎対象者	約60名		

事業内容	<p>①「支え合う暮らしの実現」</p> <p>食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援だけではなく、引きこもりを防止し社会参加の機会となる居場所作りに努めていきます。レクリエーションや集団体操に参加することで楽しみながら、同世代の方との交流いただきます。</p> <p>また、独居の方でデイサービスから帰宅された後も、出来立ての栄養バランスを考慮した食事を摂っていただけるよう、夕食弁当の提供を行います。</p> <p>②「介護予防と健康長寿の積極的な推進」</p> <p>健康に在宅生活を継続していただけるよう、機能訓練計画を作成し、ご利用者それぞれの日常生活に沿った個別機能訓練を実施します。また、ICT 機器を活用し、科学的に根拠のある機能訓練を実施し、運動により興味を持っていただけるよう、結果について見える可を図ります。また、身体機能の維持だけではなく、認知症予防にも取り組んでいきます。</p> <p>③「共生型サービスの実施」</p> <p>光明の郷ケアセンターの特性を生かし、高齢者、障がい利用者が変わりなく支援を受けられる事業所としてのサービスを提供していきます。</p>
------	---

利用者の状況	登録者数	64名（令和7年3月31日現在）
	延べ利用者見込み数	8,456名

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月30日)

(単位：円) 1頁

勘定科目	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護光明の郷	生活介護	相談支援	障がい児相談支援	地域公益事業	合計
事業収入									
介護保険事業収入	82,049,000	66,903,000							148,952,000
居宅介護料収入	75,379,000								75,379,000
(介護報酬収入)	67,388,000								67,388,000
介護報酬収入	67,388,000								67,388,000
(利用者負担金収入)	7,991,000								7,991,000
介護負担金収入(一般)	7,991,000								7,991,000
地域密着型介護料収入		60,399,000							60,399,000
(介護報酬収入)		54,357,000							54,357,000
介護報酬収入		54,357,000							54,357,000
(利用者負担金収入)		6,042,000							6,042,000
介護負担金収入(一般)		6,042,000							6,042,000
介護予防・日常生活支援総合事業収入	1,092,000								1,092,000
事業費収入	972,000								972,000
事業収入	972,000								972,000
事業負担金収入(一般)	120,000								120,000
利用者等利用料収入	5,578,000	6,504,000							12,082,000
食費収入(一般)	4,863,000	3,354,000							8,217,000
予防食費収入(一般)	117,000								117,000
居住費収入(一般)		3,150,000							3,150,000
保険外サービス利用料収入	598,000								598,000
保険外サービス利用料収入(課税)	598,000								598,000
障害福祉サービス等事業収入			13,356,000	1,032,000	51,987,000	5,068,000	700,000		72,143,000
自立支援給付費収入				900,000	50,526,000	5,068,000			56,494,000
介護給付費収入				900,000	50,526,000				51,426,000
計画相談支援給付費収入						5,068,000			5,068,000
障害児施設給付費収入							700,000		700,000
障害児相談支援給付費収入							700,000		700,000
利用者負担金収入				96,000					96,000
利用者負担金収入				96,000					96,000
利用者負担金収入				96,000					96,000
その他の利用料収入				36,000	1,461,000				1,497,000

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白鳥荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月 30日)

(単位:円) 2頁

勘定科目	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護光明の郷	生活介護	相談支援	障がい児相談支援	地域公益事業	合計
その他の利用料収入				36,000	1,461,000				1,497,000
その他の事業収入			13,356,000						13,356,000
補助金事業収入(公費)			13,000,000						13,000,000
補助金事業収入(一般)			356,000						356,000
その他の収入	216,000				784,000				1,000,000
利用者等外給食費収入	216,000								216,000
雑収入					784,000				784,000
雑収入					360,000				360,000
雑収入(内部取引)					424,000				424,000
事業活動収入計(1)	82,265,000	66,903,000	13,356,000	1,032,000	52,771,000	5,068,000	700,000		222,095,000
支出									
人件費支出	61,941,000	50,277,000	9,457,000	992,000	28,415,000	4,540,000	550,000		156,172,000
職員給料支出	16,949,000	16,322,000	3,106,000		6,016,000	3,012,000			45,405,000
職員俸給	12,980,000	10,524,000	2,175,000		4,295,000	2,603,000			32,577,000
職員諸手当	3,969,000	5,798,000	931,000		1,721,000	409,000			12,828,000
職員賞与支出	4,809,000	3,870,000	654,000		1,399,000	726,000			11,458,000
非常勤職員給与支出	29,208,000	23,175,000	4,208,000	845,000	16,775,000	36,000	550,000		74,797,000
契約職員賃金					4,880,000				4,880,000
医師報酬	240,000				120,000				360,000
代替職員雇用費	28,968,000	23,175,000	4,208,000	845,000	11,775,000	36,000	550,000		69,557,000
派遣職員費支出	2,880,000								2,880,000
その他職員派遣費	2,880,000								2,880,000
退職給付支出	1,092,000	956,000	273,000		683,000	137,000			3,141,000
退職共済掛金	1,092,000	956,000	273,000		683,000	137,000			3,141,000
法定福利費支出	7,003,000	5,954,000	1,216,000	147,000	3,542,000	629,000			18,491,000
正規職員法定福利費	7,003,000	5,954,000	1,216,000	147,000	3,542,000	629,000			18,491,000
事業費支出	11,835,000	6,411,000	1,820,000	15,000	6,677,000	3,000	1,000		26,762,000
給食費支出	3,780,000	2,130,000	577,000	12,000	1,740,000				8,239,000
給食費	3,780,000	2,012,000	577,000	12,000	1,740,000				8,121,000
給食費(内部取引)		118,000							118,000
介護用品費支出	3,000	150,000			3,000				156,000
介護用品費	3,000	50,000			3,000				56,000

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月30日)

(単位:円) 3頁

勘定科目	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護光明の郷	生活介護	相談支援	障がい児相談支援	地域公益事業	合計
介護用品器具什器費		100,000							100,000
保健衛生費支出									89,000
保健衛生費	16,000	50,000	3,000		20,000				89,000
保健衛生費	16,000	50,000	3,000		20,000				89,000
教養娯楽費支出									604,000
教養娯楽費	244,000	186,000	30,000		144,000				604,000
教養娯楽費 (内部取引)	240,000	180,000	30,000		144,000				594,000
教養娯楽費 (内部取引)	4,000	6,000							10,000
本人支給金支出					480,000				480,000
水道光熱費支出	2,760,000	2,500,000	558,000	2,000	1,360,000				7,180,000
消耗器具備品費支出	465,000	300,000	78,000		1,040,000				1,883,000
消耗品費	465,000	300,000	78,000		840,000				1,683,000
器具什器費					200,000				200,000
保険料支出	50,000	36,000	8,000	1,000	25,000	3,000	1,000		124,000
賃借料支出	2,467,000	603,000			1,125,000				4,195,000
車両費支出	2,050,000	456,000	566,000		740,000				3,812,000
車両燃料	1,500,000	276,000	396,000		540,000				2,712,000
車両修繕		30,000	50,000		50,000				130,000
車両保守	500,000	50,000	100,000		100,000				750,000
その他の車両費	50,000	100,000	20,000		50,000				220,000
事務費支出	5,011,000	3,590,000	875,000	3,000	5,301,000	304,000	9,000		15,093,000
福利厚生費支出	273,000	198,000	46,000		119,000	18,000			654,000
共済負担金	40,000	32,000	8,000		16,000	8,000			104,000
健康管理費	170,000	126,000	28,000		75,000	7,000			406,000
健康管理費 (内部取引)	63,000	40,000	10,000		28,000	3,000			144,000
旅費交通費支出	2,000								2,000
研修研究費支出	105,000	52,000	8,000		120,000	45,000			330,000
研修費	100,000	50,000	5,000		100,000	40,000			295,000
研修交通費	5,000	2,000	3,000		20,000	5,000			35,000
事務消耗品費支出	111,000	180,000	20,000		156,000	10,000	2,000		479,000
事務消耗品費	111,000	180,000	20,000		106,000	10,000	2,000		429,000
事務器具什器費					50,000				50,000
印刷製本費支出	32,000	76,000	9,000		22,000	4,000	1,000		144,000

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月 30日)

(単位:円) 4頁

勘定科目	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護光明の 経	生活介護	相談支援	障がい児相談支援	地域公益事業	合計
印刷製本費	30,000	74,000	8,000		20,000	3,000	1,000		136,000
印刷製本費 (内部取引)	2,000	2,000	1,000		2,000	1,000			8,000
水道光熱費支出	144,000	96,000	28,000		68,000	96,000			432,000
水道光熱費支出	144,000	96,000	28,000		68,000	96,000			432,000
修繕費支出	200,000	200,000	10,000		200,000				610,000
通信運搬費支出	300,000	144,000	50,000		121,000	66,000			681,000
広報費支出	45,000	28,000	8,000		21,000		1,000		103,000
業務委託費支出	2,229,000	1,653,000	310,000	3,000	1,106,000	1,000	1,000		5,303,000
給食委託費	1,784,000	1,643,000	308,000	3,000	1,098,000				4,836,000
清掃委託費	30,000	10,000	2,000		8,000	1,000	1,000		52,000
その他委託費 (内部取引)	415,000								415,000
手数料支出	164,000	95,000	34,000		220,000	9,000	1,000		523,000
保険料支出	316,000	131,000	159,000		80,000	24,000			710,000
賃借料支出	178,000	240,000	30,000		120,000	16,000	2,000		586,000
賃借料	178,000	240,000	30,000		120,000	16,000	2,000		586,000
土地・建物賃借料支出	492,000	168,000			2,656,000				3,316,000
土地・建物賃借料	492,000	168,000			2,656,000				3,316,000
租税公課支出	52,000	8,000			34,000				94,000
保守料支出	368,000	319,000	163,000		258,000	15,000	1,000		1,124,000
諸会費支出		2,000							2,000
諸会費		2,000							2,000
その他の支出	154,000								154,000
利用者等外給食費支出	154,000								154,000
事業活動支出計(2)	78,941,000	60,278,000	12,152,000	1,010,000	40,393,000	4,847,000	560,000		198,181,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,324,000	6,625,000	1,204,000	22,000	12,378,000	221,000	140,000		23,914,000
施取									
設入									
整支									
備出									
等に									
固定資産取得支出		130,000							130,000
器具及び備品取得支出		130,000							130,000
ファイナンス・リース 債務の返済支出	13,000	11,000			7,000	1,000	1,000		33,000

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月30日)

(単位：円) 6頁

勘定科目	内部取引消去	拠点区分合計						
事業活動による収入	介護保険事業収入		148,952,000					
	居宅介護料収入		75,379,000					
	(介護報酬収入)		67,388,000					
	介護報酬収入		67,388,000					
	(利用者負担金収入)		7,991,000					
	介護負担金収入(一般)		7,991,000					
	地域密着型介護料収入		60,399,000					
	(介護報酬収入)		54,357,000					
	介護報酬収入		54,357,000					
	(利用者負担金収入)		6,042,000					
	介護負担金収入(一般)		6,042,000					
	介護予防・日常生活支援総合事業収入		1,092,000					
	事業費収入		972,000					
	事業収入		972,000					
	事業負担金収入(一般)		120,000					
	利用者等利用料収入		12,082,000					
	食費収入(一般)		8,217,000					
	予防食費収入(一般)		117,000					
	居住費収入(一般)		3,150,000					
	保険外サービス利用料収入		598,000					
	保険外サービス利用料収入(課税)		598,000					
	障害福祉サービス等事業収入		72,143,000					
	自立支援給付費収入		56,494,000					
介護給付費収入		51,426,000						
計画相談支援給付費収入		5,068,000						
障害児施設給付費収入		700,000						
障害児相談支援給付費収入		700,000						
利用者負担金収入		96,000						
利用者負担金収入		96,000						
利用者負担金収入		96,000						
その他の利用料収入		1,497,000						

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月30日)

(単位:円) 7頁

勘定科目	内部取引消去	拠点区分合計						
その他の利用料収入		1,497,000						
その他の事業収入		13,356,000						
補助金事業収入(公費)		13,000,000						
補助金事業収入(一般)		356,000						
その他の収入	△18,000	982,000						
利用者等外給食費収入		216,000						
雑収入	△18,000	766,000						
雑収入		360,000						
雑収入(内部取引)	△18,000	406,000						
事業活動収入計(1)	△18,000	222,077,000						
支出		156,172,000						
職員給料支出		45,405,000						
職員俸給		32,577,000						
職員諸手当		12,828,000						
職員賞与支出		11,458,000						
非常勤職員給与支出		74,797,000						
契約職員賃金		4,880,000						
医師報酬		360,000						
代替職員雇用費		69,557,000						
派遣職員費支出		2,880,000						
その他職員派遣費		2,880,000						
退職給付支出		3,141,000						
退職共済掛金		3,141,000						
法定福利費支出		18,491,000						
正規職員法定福利費		18,491,000						
事業費支出	△10,000	26,752,000						
給食費支出		8,239,000						
給食費		8,121,000						
給食費(内部取引)		118,000						
介護用品費支出		156,000						
介護用品費		56,000						

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月30日)

(単位:円) 8頁

勘定科目	内部取引消去	拠点区分合計						
介護用品器具什器費		100,000						
保健衛生費支出		89,000						
保健衛生費		89,000						
教養娯楽費支出	△10,000	594,000						
教養娯楽費		594,000						
教養娯楽費(内部取引)	△10,000							
本人支給金支出		480,000						
水道光熱費支出		7,180,000						
消耗器具備品費支出		1,883,000						
消耗品費		1,683,000						
器具什器費		200,000						
保険料支出		124,000						
賃借料支出		4,195,000						
車輛費支出		3,812,000						
車輛燃料		2,712,000						
車輛修繕		130,000						
車輛保守		750,000						
その他の車輛費		220,000						
事務費支出	△8,000	15,085,000						
福利厚生費支出		654,000						
共済負担金		104,000						
健康管理費		406,000						
健康管理費(内部取引)		144,000						
旅費交通費支出		2,000						
研修研究費支出		330,000						
研修費		295,000						
研修交通費		35,000						
事務消耗品費支出		479,000						
事務消耗品費		429,000						
事務器具什器費		50,000						
印刷製本費支出	△8,000	136,000						

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月30日)

(単位:円) 9頁

勘定科目	内部取引消去	拠点区分合計							
印刷製本費		136,000							
印刷製本費 (内部取引)	△8,000								
水道光熱費支出		432,000							
水道光熱費支出		432,000							
修繕費支出		610,000							
通信運搬費支出		681,000							
広報費支出		103,000							
業務委託費支出		5,303,000							
給食委託費		4,836,000							
清掃委託費		52,000							
その他委託費 (内部取引)		415,000							
手数料支出		523,000							
保険料支出		710,000							
賃借料支出		586,000							
賃借料		586,000							
土地・建物賃借料支出		3,316,000							
土地・建物賃借料		3,316,000							
租税公課支出		94,000							
保守料支出		1,124,000							
諸会費支出		2,000							
諸会費		2,000							
その他の支出		154,000							
利用者等外給食費支出		154,000							
事業活動支出計(2)	△18,000	198,163,000							
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		23,914,000							
施設入									
施設整備等収入計(4)									
固定資産取得支出		130,000							
器具及び備品取得支出		130,000							
ファイナンス・リース債務の返済支出		33,000							

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

資金収支予算内訳表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 7年 4月30日)

(単位:円) 10頁

勘定科目		内部取引消去	拠点区分合計						
よ る 収 支									
	施設整備等支出計(6)		163,000						
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△163,000						
そ の 入	その他の活動収入計(7)								
	積立資産支出		491,000						
他 の 出	退職給付引当資産支出		491,000						
	全事協退職年金共済預け金支出		491,000						
	拠点区分間繰入金支出		21,900,000						
	本部拠点区分間繰入金支出		21,900,000						
活 動 に よ る 収 支	その他の活動支出計(8)		22,391,000						
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△22,391,000						
	予備費支出(10)								
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			1,360,000						
前期末支払資金残高(12)			49,534,000						
当期末支払資金残高(11)+(12)			50,894,000						

令和 7 年度 光明の郷ケアセンター 研修計画

内 容			
	1階 箕面市立光明の郷ケアセンター	2階 小規模多機能型居宅介護事業所 「ひねもす」	3階 地域活動支援センター・生活介護事業所 「フレンドカラー」・相談支援センターはくしま
4月	人権・接遇・虐待防止・身体拘束について		
5月	苦情対応について		
6月	法令順守・職業倫理・個人情報保護について		
7月	認知症ケアについて		
8月	食中毒について		
9月	虐待防止・身体拘束について		
10月	事故防止・リスクマネジメントについて		
11月	送迎・添乗・事故の対応について		
12月	感染症予防・対策について		
1月	安全運転について		
2月	緊急時の対応(BCP含む)について		
3月	予備		

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

サービスの種類 (生活介護)

1. 事業の内容	<p>①「頼られる事業所の実現」 障害者ご自身はもちろんの事、ご家族や地域住民の方々が気軽に相談できる場になれるよう Instagram 等を通じて「フレンドカラー」の情報を発信していきます。</p> <p>②「工賃安定化に向けての取り組み」 新しく名刺に点字を入れる商品の開発等にも取り組みます。販売経路の拡大を目指し工賃が安定して支払えるよう取り組みます。</p> <p>③将来につながる支援の構築 地域の中で暮らし続けていくため自立して暮らしていくために何が必要でどのような支援内容にするのかをご利用者・ご家族・他事業所と常に考えていきます。</p>																					
2. 実施期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日																					
3. 従業者等人員体制	<table border="0"> <tr> <td>(1) 管理者兼サービス管理責任者</td> <td>(常勤)</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(2) 医師</td> <td>(非常勤)</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護師</td> <td>(非常勤)</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>(4) 機能訓練士</td> <td>(非常勤)</td> <td>0 名</td> </tr> <tr> <td>(5) 従業者</td> <td>(常勤)</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(非常勤)</td> <td>6 名</td> </tr> <tr> <td>(6) 運転手</td> <td>(非常勤)</td> <td>3 名</td> </tr> </table>	(1) 管理者兼サービス管理責任者	(常勤)	1 名	(2) 医師	(非常勤)	1 名	(3) 看護師	(非常勤)	3 名	(4) 機能訓練士	(非常勤)	0 名	(5) 従業者	(常勤)	1 名		(非常勤)	6 名	(6) 運転手	(非常勤)	3 名
(1) 管理者兼サービス管理責任者	(常勤)	1 名																				
(2) 医師	(非常勤)	1 名																				
(3) 看護師	(非常勤)	3 名																				
(4) 機能訓練士	(非常勤)	0 名																				
(5) 従業者	(常勤)	1 名																				
	(非常勤)	6 名																				
(6) 運転手	(非常勤)	3 名																				

4. 利用者の推定数など		R 7 年度（見込み）	H 6 年度（実績）
利用実人数（年間）		22人	22人
利用者述べ人数（年間）		4,285人	4,284人
市別の 人数割 合	箕面市	81%	81%
	豊中市	5%	5%
	大阪市	0%	0%
	吹田市	8%	10%
	茨木市	6%	3%

事業所名（白島荘生活介護事業所「フレンドカラー」）

実施場所（箕面市立光明の郷ケアセンター 3階）

設備保守管理業務（委託業者等一覧）

委託先	業者払い	所在地	年間委託料 (円)	委託内容	備考
1	(株)メイコー	東大阪市		消防設備保守点検	消防設備保守点検及び作動試験等 (緊急時は24時間対応)
2	(株)日綜技研	大阪市		レジオネラ検査	年1回検査
3	大阪防疫協会	大東市		害虫駆除	年2回薬剤噴霧、配餌等
4	三和エレベーターサービス(株)	京都市		エレベーター保守	遠隔監視装置により24時間受信体制及び月1回現地点検
5	大阪ガスセキュリティーサービス(株)	大阪市		警備防災業務	機械警備による防犯・設備・火災・ガス監視
6	明鏡管理サービス株式会社	大阪市		受変電設備保安業務	電気設備の保安
7	ノーブルライフ (株)	大阪市		エアコン、換気扇の フィルター清掃	年2回清掃